

衆議院環境委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月2日（金）、第4回の委員会が開かれました。

1 自然公園法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）

- ・小泉環境大臣、笹川環境副大臣、宮崎環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立民、公明、維新 反対－共産）
- ・牧原秀樹君外3名（自民、立民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、源馬謙太郎君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立民、公明、共産、維新）
（質疑者）務台俊介君（自民）、堀越啓仁君（立民）、関健一郎君（立民）、篠原孝君（立民）、
江田康幸君（公明）、田村貴昭君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

務台俊介君（自民）

- （1） 我が国と異なり欧州などは自然に人々を誘導するとの考えが保護よりも優先されているとの指摘に対する環境省の認識及び保全だけでなく利用の促進も図る今回の法改正に結び付いた考え方の変化についての小泉環境大臣の見解
- （2） 地域主体の協議会の活用とそれを全国展開するための環境省の取組方針
- （3） 自治体の利用拠点整備改善計画等の事業に係る国立公園事業地方債のような公的支援の枠組み構築についての環境省の見解
- （4） 国立公園等に所在する廃屋の撤去手続や撤去に係る事業者の費用負担の在り方に関する具体的な対処方針
- （5） 自然公園法上の登山道整備の責任主体とその在り方
- （6） 法改正後の公園管理団体の指定の手続
- （7） 山小屋の公設民営方式の導入のための根拠法を制定する必要性及び山の日協議会が目指している山岳振興基本法の制定構想に対して環境省が支援する必要性
- （8） 山小屋に対する政府系金融機関の資本性劣後ローンの活用についての環境省の見解
- （9） 山間部でのドローンによる物資輸送に関する航空法の規制の見直し状況
- （10） クマが人里に下りて来ないようにドングリを山に持ち込む活動が改正案の罰則付きの規制行為に該当しないものであることの確認

堀越啓仁君（立民）

- （1） 気候変動に対する国立公園等における保全と利用の両面からの適応策の検討や管理の実施の必要性についての小泉環境大臣の見解
- （2） 自然公園に係る特定民有地買上事業関係
 - ア 自然公園における民有地の割合並びに同事業の概要及びこれまでの実績
 - イ 自然環境の保護管理の充実を図る観点から、同事業の買上げ対象を国立・国定公園の特別地域全体に拡大する必要性
- （3） 国立・国定公園内において自然景観や生物多様性の保全に支障が生じないよう地域での合意形成を図りつつ再生可能エネルギー施設の設置・活用を図る必要性及び発電事業終了後の使用済太陽光パネ

- ル廃棄についての有害物質の管理に関する適切な情報提供と併せ適正処分に取り組む必要性
- (4) 国立・国定公園内におけるサステナブル・ツアーの内容説明
 - (5) 地方環境事務所等の現地管理体制の充実・強化に向けて万全を期する必要性についての笹川環境副大臣の見解
 - (6) 自然体験アクティビティの促進関係
 - ア 自然体験アクティビティの提供及び利用者の安全性確保の観点からの事業者等の人材育成や利用者へのルールの周知等の必要性
 - イ 外国人旅行者のみならず国民に向けて国立公園等に係る情報発信を強化して利用と保全の認識を高める必要性

関健一郎君（立民）

- (1) エネルギー基本計画関係
 - ア エネルギー基本計画に脱炭素に向けての強いメッセージを反映させるべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解
 - イ エネルギー基本計画への関与の在り方に対する小泉環境大臣の見解
- (2) 自然公園法改正案関係
 - ア 本改正をこの時期にしなければならない理由
 - イ 本改正により自然と親しむための標識の設置がしやすくなるか否かの確認
 - ウ 本改正によるフォレストアドベンチャーのようなアミューズメント施設設置への影響
 - エ 法改正後における景観を改善するための雑木林の伐採の可否
 - オ 保護対象の状況に応じて臨機応変に潮害防備保安林等を伐採できるようにするべきとの意見に対する農林水産省の見解
 - カ 自然体験活動促進に係る協議会の人員構成、計画策定及び計画認定に要する期間の想定
 - キ 渥美半島におけるサーフタウン構想に与える本改正の影響
 - ク 利用拠点の質の向上に係る協議会で想定される人員構成
 - ケ 所有者不明等となっている廃屋の撤去費用負担の主体
 - コ 利用拠点整備改善計画の活用に当たり自然公園法第 20 条の特別地域に係る許可要件が支障となり手続の簡素化が図られないのではないかと懸念に対する環境省の見解
 - サ 本改正に向けた検討における国と都道府県間の調整に関する経緯
 - シ 本改正を受けた国定公園の魅力向上に関する環境省の取組方針

篠原孝君（立民）

- (1) 自然公園の保護と「利用」の好循環を打ち出す本改正案と自然環境保全及び 2050 年カーボンニュートラル宣言との整合性
- (2) 自然公園内においては廃屋化の防止の義務付けを前提としてホテル・旅館事業者等に対し事業許可を行う必要性についての笹川環境副大臣の見解
- (3) 野生動物への餌付け等の行為規制に関し、政令で規定される「野生動物の生態に影響を及ぼす行為」の具体的内容
- (4) 自然公園における利用者のゴミの持ち帰りの義務化についての小泉環境大臣の見解
- (5) 自然公園内における自動販売機の設置禁止に関する小泉環境大臣の見解
- (6) 集団施設地区における壁・屋根の色等の統一化などの自然景観との調和を図る取組を協議会の場で進めるべきとの考えに対する宮崎環境大臣政務官の見解
- (7) 法律において「鳥獣」という用語を改めて「野生動物」に統一する必要性
- (8) 地方の公共交通機関の支援等のため自然公園におけるマイカー規制を行うことについての小泉環境大臣の見解

江田康幸君（公明）

- (1) 自然公園法改正案関係
 - ア 本改正案のポイント及び改正の意義
 - イ 本改正を踏まえた国立公園満喫プロジェクトの今後の取組方針
 - ウ 本改正を踏まえた市町村、都道府県、ガイド事業者等の地域の関係者に対する支援方針
 - エ 本改正の適切な運用や国立公園満喫プロジェクト等の各種施策の更なる発展強化に向けた今後の現場管理体制の充実方策についての笹川環境副大臣の見解
 - オ 本改正を踏まえた国立公園におけるワーケーションの推進方策
- (2) 世界自然遺産候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けた準備状況及び小泉環境大臣の決意

田村貴昭君（共産）

- (1) 自然公園法改正案関係
 - ア 本改正により特別地域、特別保護地区、海城公園地区及び利用調整地区等で実施可能となる内容
 - イ 協議会が公園計画の計画変更を提案する場合に提案できる内容
 - ウ 協議会の公園計画変更の提案を環境大臣が拒否する場合に提示する理由についての基準
 - エ 協議会の公園計画変更の提案に対する返答の期限及びその根拠
 - オ 協議会の公園計画変更の提案への回答が十分な意見聴取、調査及び関係者間の調整を経ずに行われる可能性への懸念に対する環境省の見解
 - カ 公園計画を変更する場合の中央環境審議会の意見聴取の有無及びその根拠条項
 - キ 事業活動及び公園計画の変更の可否の判断が性急なものであってはならないとの考えに対する小泉環境大臣の見解
 - ク 風景地の保護や生物多様性の確保の観点を十分検討する期間を確保する必要性
 - ケ 自然公園満喫プロジェクトに批判や問題があったことに対する認識及び反省点についての小泉環境大臣の見解
 - コ 協議会に自然保護団体、専門家、有識者等が参画し、その意見が反映される必要性についての見解
- (2) 自然公園区域内にある硫黄山の火山活動による河川汚濁事案関係
 - ア 火山活動による河川の汚濁に対して、宮崎県による恒久施設の設置までで火山活動対策特別措置法上の対策は完了となるか否かについての内閣府の見解
 - イ 本事案について恒久的な対策を講ずるためには政治決断が必要であるとの考えに対する小泉環境大臣の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 特別地域における行為規制関係
 - ア 自然公園法第 20 条第 3 項第 13 号における特別地域での公園利用者が危険に直面した場合における環境大臣が指定する動物の捕獲や殺傷等に関する規制の適用の考え方
 - イ 自然公園法第 20 条第 3 項第 14 号で放つことが禁止されている動物が、本来生息すべきでない場所で既に生息している場合における捕獲等に関する対応内容
- (2) ニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査結果関係
 - ア 本年 3 月に公表された同調査結果の概要、調査の趣旨及び今後の対応
 - イ ニホンジカやイノシシ等を駆除ではなく繁殖抑制により数を減らすべきとの考えに対する小泉環

境大臣の見解

ウ 殺傷をせずに農業被害を防止するための研究を進めるべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解

(3) 野生動物への餌付け規制関係

ア 現行の自然公園法第37条第1項における「みだりに」の意味

イ 野生動物への餌付け等の行為規制に係る条項を新設した趣旨

ウ 現行の自然公園法第37条第1項第1号及び第2号に該当しない事例に関する確認

エ 改正後の法第37条第1項第3号は餌付けを一律に禁止しているか否かに関する確認

オ 餌付けを規制する対象動物に魚類が含まれていない理由

カ 餌付け規制の対象に魚類も加えるべきとの考えに対する小泉環境大臣の見解